

改定版

自治会 花積地区「会則」及び「細則」~~(案)~~

平成 31 年 4 月

自治会 花積地区「会則」(改定案)

本会則は、事業運営活動の会員負担公平化をはかる「班割りの変更」を最重点とし、加えて、班長を含む「各役員の選任」に「輪番制」を取り入れ改定する。

なお、策定にあたっては、地方自治法第260条に準拠した。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、花積地区(以下「当会」という)と称し、事務所を地区長宅に置く。

(目 的)

第2条 当会は、会員相互の協力により、住みよい地域社会をめざし、生活環境の改善を促進し、併せて会員の福祉と親睦の向上を図ることを目的とする。

(区 域)

第3条 当会の区域は、春日部市花積の一部区域(別図参照)とする。

(事 業)

第4条 当会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災・防犯・交通安全に関すること。
- (2) 美化・清掃等、区域内の環境整備に関すること。
- (3) 会員の福利厚生と親睦に関すること。
- (4) 市広報、回覧の配布など会員相互の連絡に関すること。
- (5) 花積集会所などの当会所有施設の利用・維持管理に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと。

(会 員)

第5条 当会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とし、制約なくいつでも当会に加入脱退できるものとする。

(班 制)

第6条 当会は、第3条の区域を14ブロックに分けた班を設ける。

第2章 役 員

(役 員)

第7条 当会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 地区長 | 1名 |
| (2) 副地区長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 理事 | 4名(内1名書記) |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 班長 | 14名 |

(役員の選任)

第8条 役員の選任は、班内で予め定めた輪番制の順番で役員候補を決め、班長以外の役員を全班の役員候補者間で協議のうえ、役員の任務毎に候補者を定め、総会において承認を得る。但し、監事は職務上他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第9条 班長以外の役員の任期は2年とする。

2. 班長の任期は1年とする。

(役員の任務)

第10条 地区長の任務は、当会を代表し、会務を統括する。

2. 副地区長の任務は、予め地区長と協議し決めた、主要事業の実務遂行を総括するなど、地区長を補佐するとともに、地区長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は、当会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。
4. 事務局長は、会務執行に関する事務処理を行う。
5. 理事は、会務執行に関する実務処理を行う。また、1名は各会議の書記を兼務する。
6. 監事は、当会の会計及び資産の状況、会務執行の状況を監査する。また、この監査の結果是正すべき事項がある場合は是正させた後、その重要度に応じて役員会や総会に報告する。なお、是正すべき事項が緊急的に重要である場合は、臨時総会開催を請求する。
7. 班長は、担当地区を統括し、広報配布や回覧などの諸連絡、会費の徴収、生活環境の向上などの実務活動にあたる。

第3章 会 議

(総会の構成と機能)

第11条 総会は会員をもって構成、当会の最高決議機関として次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項。
- (2) 役員の選任及び解任に関する事項。
- (3) 事業計画及び予算の決定に関する事項。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事項。
- (5) 会費の額及び徴収方法に関する事項。
- (6) その他、当会の運営に必要な重要な事項に関する事項。

(総会の開催)

第12条 総会は、通常総会として毎年4月に開催する。

2. 臨時総会は、地区長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から、会議の目的とする事項、及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、地区長が招集する。

2. 地区長は、前条第2項による請求があった時は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、地区長が務める。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、会則の変更を議決する場合は、出席者の4分の3でこれを決する。

(役員会の構成と機能)

第16条 役員会は、役員をもって構成、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会の招集、及び総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第17条 役員会は、次により開催する。

- (1) 定例役員会は、班長以外の役員で構成、毎月1回開催する。
- (2) 拡大役員会は、班長を含めた全役員で構成、必要に応じて開催する。
- (3) 緊急的に役員会で議決が必要な事項があるときは、その都度開催する。

第4章 会 計

(会計年度)

第18条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費の額と徴収)

第19条 会費の額及び徴収については、総会に審議事項として提示し、その議決によることとする。

第5章 委託・委任

(行政業務の委託)

第20条 当会は、春日市の行政連絡業務委託(広報誌などの配布)を行う。

(細則の委任)

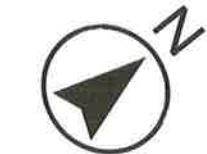
第21条 この会則の施行に関し必要な実務的細目事項は、花積地区会則 細則として別に定める。

2. この細則の制定・改定及び廃止は、役員会に委任し定める。
3. この細則の制定・改定・廃止された細則は、その都度速やかに会員へ書面にて周知する。

附 則

1. この改定会則は、平成31年4月21日より施行する。

A



— エリア凡例 —

花積地区エリア
他地区の境界

表慈恩寺

8班

1班

*丸に接した番号が、班のNO

1班～8班の区分線

平成31年4月現在

自治会 花積地区班別住宅地図その1

A' リ図その2に続く

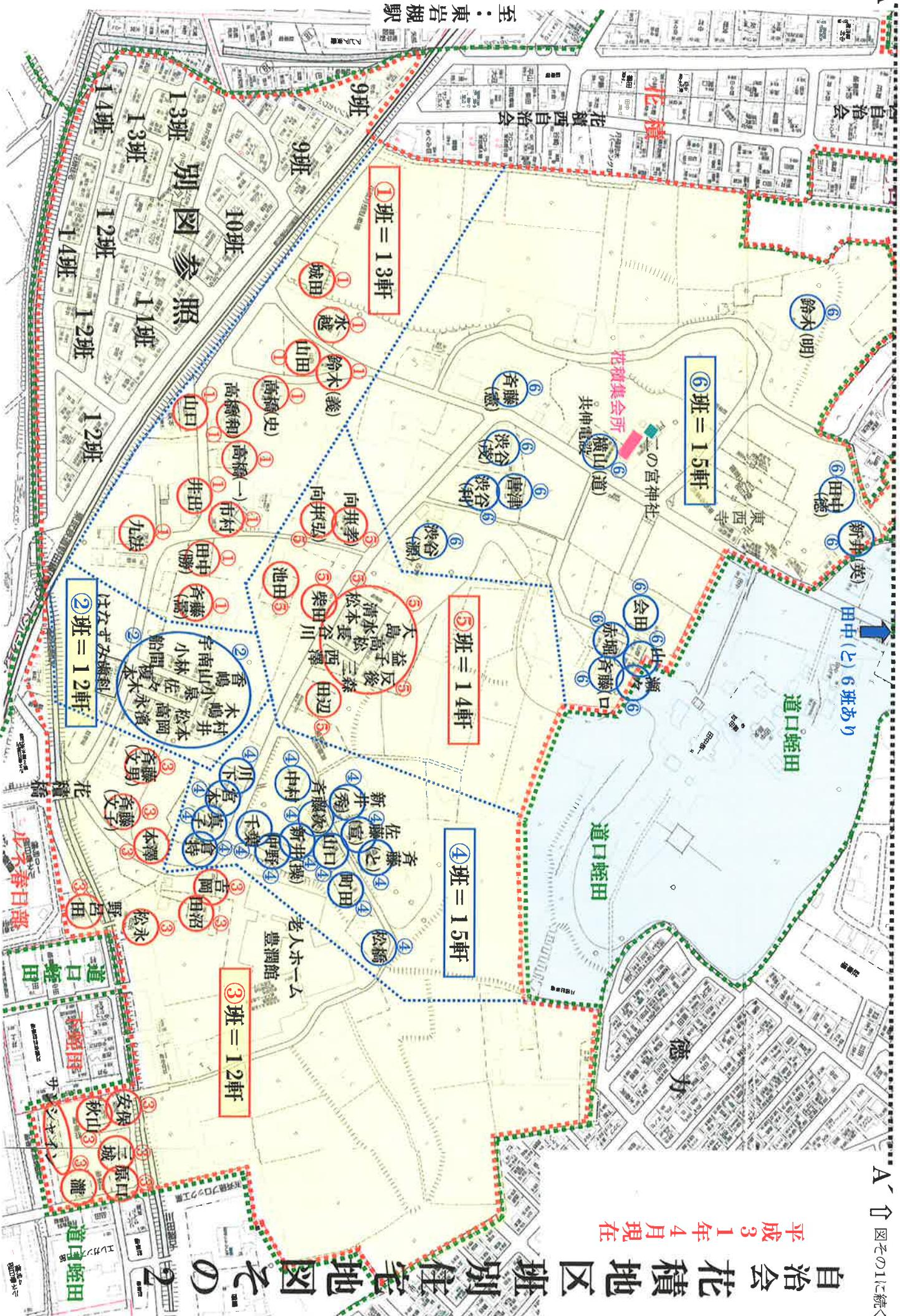
A

A' \rightarrow 図その1に続く

自治会花積地区班別住宅地図

平成31年4月現在

至：豊春駅

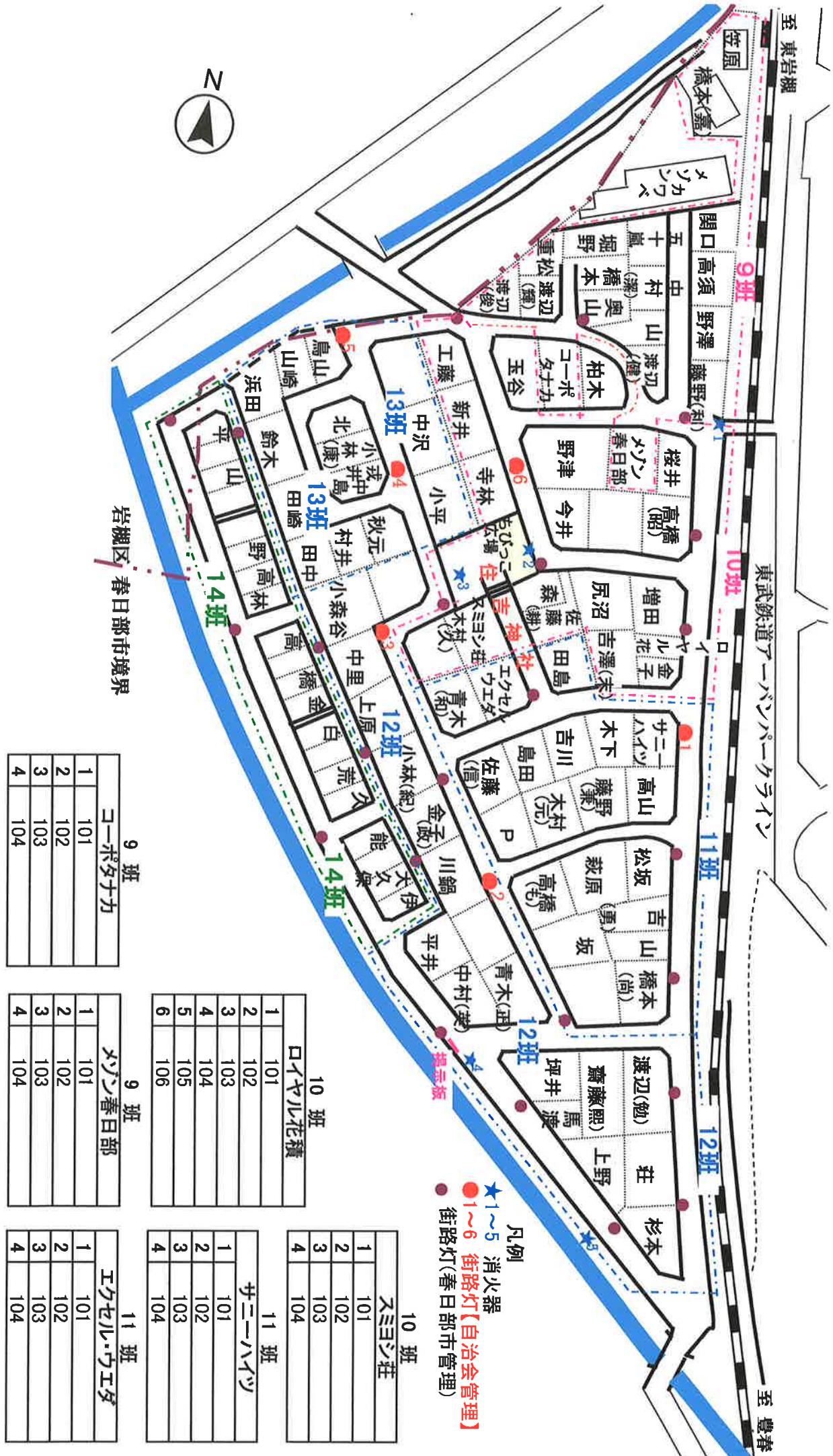


自治会 花積地区(東武住宅)(市営住宅)新班別住宅地図

[9班·10班·11班·12班·13班·14班]

平成31年4月現在

年4月現在



自治会 花積地区「細則」(制定案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、会則 第5章委任(細則の委任) 第20条に基づき、自治会の運営をより的確・円滑に行うことを目的とする。

(班割り)

第2条 会則第6条に基づく、14ブロックの班割りは、各班の会員数を出来る限り均等化しつつ、広報などの戸別配布が円滑に行われるよう配慮して設定する。
2. ブロック内の会員数が、宅地開発などで概ね20世帯以上に増加する場合は、役員会に諮り暫定的に班割りを変更し、その後に定期総会にて承認を得る。

(会員の動静)

第3条 全役員は、会員の動静把握に努めるとともに、会員名簿の適正管理を行う。

第2章 役 員

(顧問の配置)

第4条 会則第7条に基づく役員の他に、必要により「顧問」を役員会に諮り一定期間置くことができる。
なお、この場合、定期総会に事後報告することとする。

(役員の選任)

第5条 会則第7条に基づく役員の選任は、会員の公平化を図るために、班内で予め定めた次の順番による輪番制で役員候補を決める。 [順番: 1. 家番順、 2. 入居順、 3. 部屋番号順]
2. 現役員全員が分担して、選出された役員候補の内諾を得る。
3. 内諾を得た役員候補が一同に会し、地区長をはじめとする各役職を協議のうえ決定する。
4. 協議決定した各役職を文書で役員候補に通知のうえ、次期定期総会に提議し承認を得る。

(役員の任務)

第6条 春日部市関係部署や外部諸団体(豊春地区自治会連合会・社会福祉協議会など)との連携による諸活動項目は、地区長と副地区長(2名)で、年度当初に予め協議し分担し、その分担に基づき会則第10条(役員の任務)により計画・実行する。
2. 当会の事業展開にあたっては副地区長(2名)で、年度当初に予め協議し分担し、その分担に基づき会則第10条(役員の任務)により計画・実行する。

第3章 会 議

(総会の構成)

第7条 総会の構成は、集会所のスペースなどの関係から、新・旧役員をもって構成する。
但し、近い将来、会場を別の場所(公民館など)に移し、会員全員或いは代議員制で構成する。

第4章 会 計

(会費徴収の区分)

第8条 会費を徴収する一般的な自家(戸建借家含む)世帯と共同住宅世帯の場合以外の区分は、次のとおりとする。
(1) 一般的な2世帯住宅の場合は、居住する両世帯を自家世帯の扱いとする。
(2) 戸建住宅で、世帯が異なる方が実質的に生活を共にしている場合は、片方の世帯を自家世帯の扱いとする。
なお、もう一方の方も当会に入会した場合は、その方は共同住宅世帯の扱いとする。
(3) 同一敷地内の自家世帯の別棟に居住する場合は、共同住宅世帯の扱いとする。

第9条 途中(当該会計年度内)入会時の会費は、次年度より適用する。

2. 退会時の会費精算は行わない。

(役員の手当)

第10条 役員手当(年間)は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 地区長 | 10,000円 |
| (2) 副地区長 | 5,000円 |
| (3) 事務局長 | 5,000円 |
| (4) 上記役員以外の役員 | 4,000円 |
| (5) 班 長 | 4,000円 |

(弔慰金)

第11条 弔慰金(香典)は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|-----------|--------|
| (1) 自家世帯・戸建借家世帯 | a. 世帯主及び妻 | 5,000円 |
| | b. 同居家族 | 5,000円 |
| (2) 共同住宅世帯 | a. 世帯主及び妻 | 5,000円 |
| | b. 同居家族 | 5,000円 |

第5章 委託・委嘱

(行政業務の委託)

第12条 市の行政連絡業務委託・広報誌などの配布業務は、次を基本として行う。

- (1) 花積集会所「玄関前」へ花積地区全会員分を毎月末配達してもらう。
- (2) 毎月リーダー1名・班別に分ける作業4名を、予め年間の月別当番を設定する。
- (3) 当月当番の方は、指定時間に集会所に集合し、配達された「広報誌等」の班分けを行った後ち、担当班の班長宅に届ける。
- (4) 班長は、届けられた「広報誌等」を速やかに班内の会員へ配布する。

(各種委員の選出(委嘱))

第13条 春日部市関係部署や外部諸団などから委嘱された各種委員は、次表を参考にその委嘱期間

(任期)により当年度の再任・新任を把握のうえ選出する。

委員名	任期	人数	選出方法
①井戸使用管理委員	適宜	1	井戸(集会所)近くの方又は、会計担当
②クリーン推進委員	2	1	班長以外の役員から
③副クリーン推進委員	2	1	班長以外の役員から(東武住宅から)
④防犯推進委員	2	3~4	全役員から
⑤民生児童委員	適宜	1	地域に精通している方
⑥地区体育祭委員	2	4	全役員から
⑦いきいきサロン委員	2	3	子育ての終了した中年ご婦人
⑧集会所運営委員	2	5	班長以外の役員から
⑨花積子供会委員	1	3~4	宮川小、豊春小に分けて保護者で協議

附 則

1. この制定細則は、平成31年4月21日より施行する。